

- | | |
|---------------------------------|------------|
| 1. ご挨拶 | 弁護士 中本 和洋 |
| 2. 民法改正について
-第3回 賃貸借契約- | 弁護士 鍵谷 文子 |
| 3. 空き家問題について | 弁護士 宮崎 慎吾 |
| 4. 最近の労働判例の紹介 | 弁護士 黒柳 武史 |
| 5. 調停委員のつぶやき Vol.10 | 弁護士 倉橋 忍 |
| 6. 中国民法典の改正について
-民法総則の制定など- | 弁護士 上田 倫史 |
| 7. 大阪に日本国際紛争解決センターが
開設されました! | 弁護士 豊島 ひろ江 |
| 8. 留学に伴う離任のご挨拶 | 弁護士 堂山 健 |

ご挨拶



所長 弁護士

中本 和洋

残暑お見舞い申し上げます。

今年に入り、大阪北部地震、西日本豪雨等の自然災害、さらには、7月から全国的な猛暑が続いていますが、皆様には、お元気でお過ごしのことと存じます。

また、被災者の皆様には、心からお見舞いを申し上げます。被災地の速やかな復旧、復興に向けて、国、地方公共団体等の一層の支援が望まれます。弁護士、弁護士会も各地で無料法律相談や法整備支援等、被災者、被災地のための支援活動に全力で取り組んでいます。世界的な気候変動や、異常気象の下では、大規模な自然災害の発生は常態となるおそれがあります。私達は、日頃から自然災害に対する危機管理を徹底し、緊急物資の備蓄と心の備えを万全にしなければならないと思います。

私は、今年3月末をもって、日弁連会長を退任致しました。2年間の日弁連会長職は、国内外の各種行事への参加、国会議員、行政機関、関連団体との協議や要請、国内外の来訪者との面談、各種会議への参加等多忙を極める毎日でした。このような中、日弁連の抱えるいくつかの課題を解決し、実現することができたのは、関係者の皆様方の力強いご支援、ご協力によるものであり、ここに心より感謝を申し上げます。

日弁連は、なお、憲法改正問題や、法科大学院の改革を中心とする法曹養成制度改革等多くの課題を抱えています。私が長年に渡って取り組んできました民事司法制度の改革は、政府の「経済財政運営と改革の基本方針2018」いわゆる骨太方針に「民事司法制度改革を政府を挙げて推進する」と明記されました。私は、引き続き一人の弁護士として利用しやすく頼りがいのある司法を築き、希望と活力にあふれる社会の実現を目指して活動を続けてまいりたいと考えています。

暑い日がまだまだ続きますが、皆様のご健勝を祈念し、ご挨拶と致します。

2020年4月1日から施行される改正民法の主要なテーマについて、前回に引き続き、ご紹介をいたします。第3回のテーマは「賃貸借契約」です。今後の賃貸借契約の管理や契約書作成等の実務に影響がありうる主要な点をご説明します。

1. 賃貸借期間（上限の延長）について（改正民法第604条）

民法が適用される賃貸借契約の期間の上限が50年となりました（現行法では20年が上限です）。例えば、ゴルフ場や太陽光発電の敷地などについての賃貸借契約は、長期間の利用を見越して、賃貸借期間を50年とする契約を結ぶことができることになります。

なお、建物賃貸借契約や建物所有目的の土地賃貸借契約については、借地借家法が適用されますので、改正の影響はありません。

2. 修繕義務について（改正民法第606条、第607条の2）

(1) 賃貸借契約において、賃貸人は、目的物の修繕義務を負います。この点に関して、改正民法では、修繕が必要となったことについて賃借人の帰責事由がある場合は賃貸人が修繕義務を負わないことを明文化しました（改正民法第606条第1項ただし書）。

これにより、例えば、賃借人が故意に建物の壁を壊した場合などには、賃貸人は修繕義務を負わないことが明確になりました。

(2) 他方で、賃貸人が修繕義務を負っており、修繕が必要であることを知ったにもかかわらず相当の期間内に必要な修繕をしないとき、または、急迫の事情があるときには、賃借人が自ら修繕をすることができます（改正民法第607条の2）。

賃貸人が修繕に応じない場合に賃借人側で修繕できることを定める規定ですが、実際の場面では、修繕の必要性や範囲、急迫性の有無、費用負担などが問題になることが予想されますので、今回の改正をふまえ、あらかじめ賃貸借契約書でより詳しく定めておくことも考えられます。

3. 目的物の使用収益不能と賃料減額について（改正民法第611条、第616条の2）

(1) 賃貸借の目的物の一部について使用収益できなくなった場合、賃借人に帰責事由がないときは、使用収益できなくなった部分の割合に応じて賃料が減額される、という規定が設けられました（改正民法第611条第1項）。

現行法611条では、一部「滅失」の場合のみ賃料の減額を請求できるものとされていましたが、改正民法では、一部滅失に限らず一部使用収益不能の場合にも、当然に、賃料が減額されることとなった点がポイントです。

なお、一部滅失または一部使用収益不能により、残りの部分では賃貸借契約を締結した目的を達成できない場合には、賃借人は、賃貸借契約の解除をすることができます（改正民法第611条第2項）。

(2) 賃貸借の目的物の全部が滅失または使用収益不能となった場合、賃貸借契約は当然に終了することが明文化されました（改正民法第616条の2）。

4. 保証について

今回の民法改正による保証についてのルールの変更が、賃貸借契約の際の連帯保証にも影響します。

(1) 極度額(改正民法第465条の2第2項)

賃貸人が、賃貸借契約にあたり、個人の連帯保証人に、賃借人の一切の債務を連帯保証するよう求める契約は、民法上、「個人根保証契約」といわれるものです。

改正民法では、個人根保証契約について、極度額(保証人が負担する上限額)を書面で定める必要がある、とされました(改正民法第465条の2第2項、第3項)。

よって、今後、賃貸借契約書には、この極度額を明記する必要があります。具体的には、金額を明記するほか、「賃料〇カ月分」などの方法で記載することなどが考えられます。

(2) 元本の確定(改正民法第465条の4)

ア 賃借人が死亡した場合、賃貸借契約は終了せずそのまま継続しますが、連帯保証契約の元本が確定します(改正民法第465条の4第1項第3号)。

よって、連帯保証人は賃借人死亡時点の債務(賃料債務など)のみを保証し、それ以降に賃貸借契約から発生する債務は保証の範囲外となります。

イ 保証人が死亡した場合も、上記アと同様に、賃貸借契約は終了せずそのまま継続しますが、連帯保証契約の元本が確定します(改正民法第465条の4第1項第3号)。

よって、連帯保証人の相続人は、保証人死亡時点の債務(賃料債務など)のみを保証し、それ以降に賃貸借契約から発生する債務は保証の範囲外となります。

ウ 賃貸人としては、元本が確定すると、連帯保証人に対してそれ以降に発生する債務分を請求することができなくなりますので、新たな連帯保証契約の締結などを検討する必要があります。

(3) そのほか、賃貸人が保証人から賃借人の賃

料滞納状況等について問い合わせを受けた場合の情報提供義務(改正民法第458条の2)、事業のための賃料債務を個人が連帯保証する場合の意思確認(改正民法第465条の6)などについても新しいルールが適用されます。

5. 賃貸人たる地位の移転(改正民法第605条の2)

賃貸借の目的物を売買する場合、賃貸人たる地位(賃貸借契約上の賃貸人の地位)が当然に買主に移転するとの判例法理が明文化されました(改正民法第605条の2第1項)。

他方で、賃貸借の目的物となっているテナントビルなどの所有権は取得したいけれど賃貸人としての立場はもとの所有者に残したい(不動産信託など)とのニーズに応えるため、上記の当然移転とは逆に、合意によって、賃貸人たる地位を旧所有者に留保することができる要件も規定されています(改正民法第605条の2第2項)。

上記のほかにも、敷金や原状回復、転貸などについても新しい規定が設けられていますが、主に、これまでの最高裁判例や実務の運用を明文化したものですので、実務への影響は小さいと思われます。

改正民法のもとでの賃貸借契約の締結、賃貸借契約書のひな型又はすでに締結されている契約書の見直しなど、気になることがありましたら、是非ご相談下さい。



最近「空き家問題」という言葉がよく聞かれます。一言に「空き家」と言っても色々な態様のものがあり、空き家であることが直ちに問題というわけではありません。しかし、近年、問題のある空き家が増えており、それに関連する法律相談も多くなっていますので、簡単にではありますが空き家問題について書かせていただきます。

まず、どのような空き家が問題になりやすいかというと、所有者が不明である空き家、所有者がはっきりしていても管理者がいない空き家などが挙げられます。

所有者が不明である空き家というのは、不動産の相続によって生じることが多いです。たとえば、建物所有者が亡くなった際、相続人がきっちりと相続手続をしておらず、時間が経ってその相続人も亡くなって更なる相続が生じ…ということが数代に渡って起こると、もはや誰が不動産の所有者なのか分からなくなり、分かったとしても相続人数十人の共有状態になってしまっているようなこともあります。

また、地方に住んでいる実家の両親が亡くなって相続が生じた場合等、相続人が不動産から遠く離れたところに住んでいて不動産の管理ができないというケースも多くあり、これが管理者のいない空き家を生み出します。

このような空き家が生じることによる問題はいろいろありますが、もっとも大きな問題は、不動産の管理がなされないことで、不動産の倒壊、損壊等により、空き家の近隣に被害が及ぶ可能性があることです。特に近年、大きな災害も多く、空き家の損壊による近隣への被害はいつ起こってもおかしくありません。

このような被害が起こった場合、空き家の所有者は、被害を受けた人に対して損害賠償責任を負うことになります（工作物責任）。たとえば、両親が亡くなって実家の建物を相続した場合、実家が

今住んでいるところから遠くて管理ができないような建物であっても、相続で所有者になった以上、所有者としての責任が生じる可能性があります。

では、相続等で空き家の所有者となった場合、あるいは後になって実は空き家の所有者になっていたことがわかった場合、どのような対策が考えられるでしょうか。必要のない建物であれば、売却してしまう、あるいは解体してしまえば、建物所有者としての管理責任は免れることができます。しかし、相続の場合で自分以外にも相続人がいると、自分ひとりだけでは勝手に不動産を処分することはできません。まず、遺産分割手続によって空き家の所有関係をはっきりさせてから、処分手続に入る必要があります。とは言え、遺産分割手続は長引くことも多いため、その間放置された空き家が、いつ災害によって倒壊しないとも限りません。この点、不動産の修繕等については、共有者である相続人の一部の者が、単独でもできることとされています（保存行為）。したがって、すでに倒壊のおそれがある場合などは、近隣への被害を避けるために、遺産分割がなされる前でも、修繕等に着手できる場合もあります。

もっとも、最終的な解決のためには、空き家の所有関係を明確にする必要がありますが、相続人が多い場合など、解決が困難なケースも多いです。また、空き家対策のための法律もありますが、まだまだ実効的に機能しているとは言い難い状況です。

したがって、まずは問題のある空き家を作り出さないようにすること、そのためには、空き家になる前から、不動産所有者が、不動産の将来を考えて準備しておくことが大事だと思います。

もしかすると自分の不動産も将来空き家問題になるかもしれないとの不安がありましたら、是非一度ご相談下さい。

この項では、最近の労働判例をピックアップして紹介いたします。今回は、定年後再雇用の嘱託社員（有期契約労働者）と正社員（無期契約労働者）の労働条件の相違が、労働契約法（以下、「法」といいます）20条に違反するかどうか争点となった、最高裁平成30年6月1日判決（長澤運輸事件）を紹介いたします。

1. 事案の概要

(1) 本件は、運送事業を営むY社を定年退職後、同社に再雇用されたXらが、Xらと正社員との間に、法20条に違反する労働条件の相違があると主張して、Y社に対し、以下の請求を行なった事案です。

ア 主位的請求

- ・ 正社員に関する就業規則等が適用される労働契約上の地位にあることの確認請求
- ・ 労働契約に基づく、上記就業規則等により支給されるべき賃金と実際に支給された賃金との差額及び遅延損害金請求

イ 予備的請求

- ・ 不法行為に基づく、上記差額に相当する額の損害賠償金及び遅延損害金請求

(2) Xらは、定年退職前も後も、Y社においてバラセメントタンク車の乗務員として勤務しており、職務内容に変化はありませんでした。他方で、賃金等については、正社員と嘱託社員とで、概要以下のとおりの相違がありました。

ア 基本給等

- ・ 正社員には、基本給・能率給・職務給が支給される。他方、嘱託社員には、基本賃金・歩

合給が支給される。

- ・ 当該変更に伴うXらの賃金の減額率は、約2%から12%である。
- ・ なお、嘱託社員については、老齢厚生年金の報酬比例部分が支給されない期間、調整給として月額2万円が支給される。

イ 諸手当

- ・ 正社員には、①精勤手当、②住宅手当、③家族手当、④役付手当が支給される。他方、嘱託社員にはこれらの手当の支給はない。
- ・ また、正社員にも嘱託社員にも、⑤超勤手当（時間外手当）が支給されるが、時間外手当の算定の基礎となる賃金額は異なる。

ウ 賞与

正社員には、基本給の5ヶ月分の賞与が支給される。他方、嘱託社員には賞与の支給はない。

エ なお、Xらの正社員から嘱託社員への変更に伴う賃金全体（年収）の減額率は、2割程度である。

2. 一審判決及び原判決について

(1) 一審判決（東京地裁平成28年5月13日）について

一審判決は、概要以下のとおり判示し、Xらの主位的請求を認容しました。

ア 嘱託社員の職務内容等が、正社員と同一であるにもかかわらず、労働者にとって重要な労働条件である賃金の額について相違を設けることは、その相違の程度にかかわらず、これを正当と解すべき特段の事情がない限り、

不合理であるとの評価を免れない。

イ 本件では、上記特段の事情は認められない。

ウ Xらの労働条件のうち、法20条に反し無効となる賃金の定めに関する部分には、Y社の正社員就業規則等の規定が適用されることになる。

(2) 原判決(東京高裁平成28年11月2日)についてこれに対し、原判決は、概要以下のとおり判示し、Xらの請求をいずれも棄却しました。

ア 定年後再雇用者の賃金を定年時より引き下げる事それ自体は不合理とはいえない。

イ Y社が嘱託社員について正社員との賃金の差額を縮める努力をしたこと等からすれば、Xらの賃金が定年退職前より2割前後減額されたことをもって、直ちに不合理とはいえず、賃金の相違が法20条に違反するとはいえない。

3.本判決の概要

これに対し、本判決は、原判決のうち、精勤手当及び超勤手当に関する相違が法20条に違反しないとした部分は是認できないとして、原判決を破棄しました。

そして、精勤手当にかかる予備的請求を認容し、超勤手当に係る予備的請求については、損害の有無や額について審理を尽させるため、原審に差し戻しました。

本判決の概要は以下のとおりです。

(1) 有期契約労働者が定年後再雇用者であることは、労働条件の相違が不合理と認められるか否かの判断において、法20条にいう「その他の事情」として考慮される。

(2) 個々の賃金項目に係る労働条件の相違

が不合理かどうかを判断するに当たっては、両者の賃金総額を比較することのみによるのではなく、当該賃金項目の趣旨を個別に考慮すべきである。

ア 基本給等について

正社員との相違が約2%~12%にとどまっていること、嘱託社員は一定の要件を満たせば老齢厚生年金の支給を受けることができる上、組合との団体交渉を経て調整給を支給することとされていること等から、不合理とは認められない。

イ 精勤手当について

嘱託社員と正社員との職務の内容が同一である以上、両者の間で、その皆勤を奨励する必要性に相違はなく、嘱託社員にこれを支給しないことは不合理である。

ウ 住宅手当、家族手当、及び役付手当について

各手当の趣旨、支給要件及び内容に照らせば、嘱託社員にこれらを支給しないことは不合理とは認められない。

エ 超勤手当について

嘱託社員に精勤手当を支給しないことは不合理であり、嘱託社員の時間外手当の計算の基礎に精勤手当が含まれないという相違は不合理であると認められる。

オ 賞与について

賞与は多様な趣旨を含み得ること、嘱託社員は定年退職にあたり退職金の支給を受けるほか、老齢厚生年金や調整給の支給を受けることが予定されていること、嘱託社員の賃金(年収)は定年退職前の79%程度となること等の事情を考慮すると、嘱託社員にこれらを支給しないことは不合理とは認められない。

4.本判決について

(1) 本判決は、同日に出されたハマキョウレックス事件判決とともに、正社員と非正規社員の賃金格差の違法性(法20条違反)に関し、最高裁が初めて判断を示したものであり、大きく注目されました。

(2) 本判決の枠組み

ア 本判決は、まず、法20条の趣旨につき「有期契約労働者と無期契約労働者との労働条件に相違があり得ることを前提に、職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、その相違が不合理と認められるものではあってはならないとするものであり、職務の内容等の違いに応じた均衡処遇を求める規定である」として、その内容を明確にしました。

イ その上で、不合理性の判断にあたり考慮される事情は、「労働者の職務内容及び変更範囲並びにこれらに関連する事情に限定されるものではない」と広く解し、定年後再雇用であることも考慮される事情になると判示しました。

この点は、職務内容等が同一であれば、賃金格差は原則として不合理であるとした一審判決の立場と、異なるといえます。

ウ また、不合理性の具体的な判断手法について、一審判決や原判決は、正社員と嘱託社員の賃金を全体的、総合的に比較して、不合理性の判断を行っています。

これに対し、本判決は個別の賃金項目ごとに、その趣旨や性質等を検討し、不合理性の判断を行っています。

エ 法20条違反の効果について、本判決は、同条の強行規定性(違反する部分は無効と

なる)を認めました。しかし、一審判決と異なり、無効となった部分について正社員就業規則等の規定を適用することは否定しました。

その結果、上記のとおり、正社員との差額賃金請求(主位的請求)は認めず、不法行為に基づく損害賠償請求(予備的請求)のみを認めました。

(3) 本判決を受けた対応について

ア 本判決を踏まえると、定年後再雇用を理由として、賃金に差異を設けること自体は許容されるとしても、差異を正当化できる理由(諸手当を正社員にのみ支給することの合理性など)を、個別の項目ごとに、その趣旨に照らし具体的に検討する必要があるといえます。

イ また本件は、嘱託社員の基本給等の減額割合は約2%から12%、賃金全体の減額割合は2割程度と、賃金の減額割合が比較的少ない事案であったといえます。ただ、本判決は、減額割合だけでなく、組合との団体交渉を経て調整給を支給することになった経緯など、その他の事情も考慮した上で、賃金減額の不合理性を否定しています。

これを踏まえれば、基本給や賃金全体の減額割合が比較的少ない場合であっても、労働者側と事前協議を行うなど、減額を正当化するその他の事情にも配慮することが望ましいと考えられます。また、多額の賃金減額を予定している場合は、不合理と評価される可能性が高まりますので、より慎重に検討を行う必要があるといえます。





調停委員のつぶやき Vol.10

弁護士 倉橋 忍

私は、今年3月末で、大阪家庭裁判所の調停委員を退任致しました。足かけ10年間やったことになります。そういうことで、このコラムは今回がファイナルです。長らくお付き合いいただき、ありがとうございました。一連のコラムの最後にあたり、調停委員として大事であると思うこと、皆様には是非調停制度に興味を持っていただきたいこと等を述べさせていただきます。

1. 調停委員にとって大事なことは何でしょうか。

これは調停委員になった時からずっと悩んできたことです。十分に事前準備(資料の読み込み等)をすること、双方に公平に手続きを進めていくこと、十分に双方の意見を聞くこと。確かにこれらのことは大事だと思います。これらのことがないと調停委員に対する信頼がなくなってしまうです。

しかしながら、これらのことと同等、あるいはそれ以上に大事だと思うことが私にはあります。それは、ある程度全体像が見えれば、解決に向けて双方を説得し、手続きを早く進めていくことです。双方の後押しをすることと言った方がいかもしれません。例えば、双方に不満があっても、お互い譲歩して今解決した方がいいですよ等頑張ること、場合によっては、裁判

所の判断ですよというように虎の威を借りて行うこと等です。これがないと紛争の解決に至りません。ただ、このやり方は、強引という評価と紙一重になります。ここが難しいところですが、私は、早期解決に向けて、多少強引と思われることでも許されるものと考えています。

2. 調停委員になり、裁判官と忌憚のない意見交換をすれば、今の裁判所の考え方がよく理解で

きるようになります。また、双方当事者の意見を聞くことにより、一方の代理人をしているだけではわからない視点も身につけられると思います。時間はかなり取られますが、貴重な経験になると思います。是非、調停制度に興味を持っていただき、調停委員になっていただければと思います(残念ながら報酬はそんなに高くありません。でもそれを超える価値、やりがいがあると思います)。



1.はじめに

本誌でも紹介している通り、日本では、昨年(2019)年に約120年ぶりとなる民法(債権法)の改正が成立しており、改正法は2020年4月1日から施行されます。

ところで、隣の中国(中華人民共和国)でも、現在民法典の改正が進められており、昨年には、新たに「民法総則」が制定・施行されております。本稿では、これらの中国における民法典の改正状況について、簡単に紹介させていただきます。

2.中国民法典について

中国では、以前より民法典の整備が進められており、一応の法整備は済んでいる状況にあります。もっとも、中国には「民法」という名称の法律はなく、下表の通り、分野ごとに個別の法律が制定されております。これらを見ますと、各法律の施行時期は大幅に異なっており、内容面でも、整備が十分でないと思われる規定や、法律相互の一貫性を欠くと思われる規定などが少なからず確認できます。

【表：中国民法典の構成】

	施行日	条文数
民法通則※1	1987年1月1日	156か条
物権法	2007年10月1日	247か条
担保法	1995年10月1日	96か条
契約法	1999年10月1日	428か条
不法行為法※2	2010年7月1日	92条
婚姻法	1981年1月1日	51条
相続法	1985年10月1日	37条

※1
「民法総則」の制定状況については下記3の通り。
※2
原文は「侵權責任法」。



3.現在の改正状況

(1) 民法「総則」の制定・施行

このような状況の中、中国では、これまでの「民法通則」に代わる新法として、「民法総則」が新たに制定され、2017年10月1日より施行されています。

本法では、従来の民法通則をはじめとする各種法令等をベースにしつつ、時代の変化や学説上の議論などを踏まえて、全体的な規定の整備が行われています。例えば、後見、法人、民事法律行為、代理などの分野では、従来からの

ルールを補充ないし具体化するような条項が多数設けられています。また、本法では、個人情報の保護に関する原則的な規定が新たに設けられ、他人の個人情報の不正な取得・利用を禁止する旨が定められています(本法111条)。

この他、実務的な影響が大きい改正点として、訴訟時効が2年から3年へと変更された点が挙げられます(本法188条1項)。ただし、中国では、権利者が履行請求を行えば、訴訟提起等を行わなくとも、訴訟時効が中断するものとされていますので(本法195条1号)、この点は日本と異なります(日本では、裁判外の請求だけでは、確定的に時効を中断させることはできないため)。

(2) 分則(物権法、債権法など)の改正について

中国では、上記(1)の民法総則の制定と併せて、民法典の分則(物権法、債権法など)についても改正作業が進められており、2020年の施行を目標に、法案の審議等が進められております(全国人民代表大会(日本の国会に相当)常務委員会の2018年立法計画)。現時点で、具体的な法案までは公にされていませんが、今後具体的な議論が進んでいくものと思われます。

なお、これらの改正法の制定にあたっては、日本の知見が少なからず参照されており、法務省において各種の支援が行われています(法務省のホームページ http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_china.html)。

4.おわりに

今回の民法典をはじめとして、中国では、経済発展の促進や国際化への対応などを主眼に、積極的な法改正が行われています。法整備の進捗や学術的な蓄積などで言えば、中国は日本を含む先進諸国からはまだまだ遅れているように感じますが、中国ビジネスを進めていく上では、このような法改正の動向は決して軽視できないものだと考えています。

2018年5月1日、大阪中之島合同庁舎にて、日本で初めての国際仲裁・ADR専用施設である日本国際紛争解決センター(大阪)(Japan International Dispute Resolution Center: JIDRC (Osaka))が開設されました。同センターの開設により、大阪が、仲裁地・仲裁審問地として魅力的であることが世界に発信できるようになりました。

国際紛争解決手段としての仲裁手続

1. 仲裁手続のメリット

国際紛争解決の手段としては、裁判所による訴訟手続よりも仲裁手続の方が良いと考えられています。裁判手続の場合、一方当事者の国の裁判では、公正中立な判断が期待できるかどうか心配だからです。また、外国の裁判所の判決が被告の国では執行できないリスクもあります(たとえば日本で判決を得ても中国では執行できないので、中国で判決を得る必要があります。)

これに対して、仲裁手続では、当事者が、国籍を問わず、各事案に応じた専門家を仲裁人として選ぶことができ、公正中立な判断が期待できます。また、多くの国が加盟しているニューヨーク条約(外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約)に基づき、加盟国への仲裁判断の執行が確保されます。また、仲裁手続は公開されず、企業秘密を守ることが可能となります。

他方で、仲裁手続は訴訟手続と比べると、仲裁機関、仲裁人、審問場所の利用にかかる費用が高額になりがちであることがデメリットの一つと考えられています。

2. 契約時における仲裁合意

紛争が起こったときに仲裁手続を利用するには合意が必要であり、通常、国際取引の契約書を作成する段階で合意します。これを仲裁合意と言いますが、一般的には、当事者のどちらか一方の都

市などを仲裁地と決め、どこか既存の常設の仲裁機関を利用することが合意されます。たとえば、「本契約に関するすべての紛争は一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って、(日本国の)大阪において仲裁により最終的に解決されるものとする。」というような内容です。

仲裁地の選定

1. 国際的な仲裁機関

仲裁合意においては、通常、常設の仲裁機関の利用を合意することが多いですが(これを「機関仲裁」といいます。常設の仲裁機関を利用しない仲裁は「アドホック仲裁」といいます。)、常設の国際的な仲裁機関には、日本商事仲裁協会(JCAA)、国際商業会議所(ICC)国際仲裁裁判所、アメリカ仲裁協会国際紛争解決センター(ICDR)、ロンドン国際仲裁裁判所(LCIA)、中国国際経済貿易仲裁委員会(CIETAC)、香港国際仲裁センター(HKIAC)、シンガポール国際仲裁センター(SIAC)などがあります。

仲裁地の選択が、仲裁機関の選択に影響を及ぼすことも多いですが、仲裁機関の選定と仲裁地の選択は必ずしもリンクするものではありません。たとえば、シンガポール国際仲裁センターを利用するとしても、仲裁地は日本・大阪でということは可能なのです。



2. 仲裁のための専用施設

仲裁地の選択においては、シンガポール、ロンドン、ニューヨーク、パリ、香港などといった都市が人気です。当事者が日本企業であっても、日本の東京や大阪が仲裁地として合意されることは多くはありません。日本が仲裁地として選ばれない理由のひとつは、日本には香港やシンガポールのような国際的な紛争解決の専用施設等が整備されておらず、日本を仲裁地とする積極的なメリットが認知されていない点が指摘されています。

実際、これまでは、日本で仲裁を行う場合、ホテルの会議室、貸会議室や代理人弁護士の法律事務所の会議室を仲裁の審問会場として利用されてきました。仲裁には、仲裁手続きを行う審問室、当事者双方の控室、仲裁人の控室の4部屋が必要となりますが、ホテル等で1週間程度4部屋を借りるには相当な費用がかかるうえ、一方当事者の法律事務所の会議室では中立性・公平性の点で問題があります。いずれも仲裁の審問をする施設としては十分ではなく、廉価なコストで仲裁が行える専用設備の充実は仲裁を行う上で重要となります。

日本国際紛争解決センター(JIDRC)

1. 日本国際紛争解決センター(大阪)の開設

そこで、この度、日本はアジアの仲裁地No.1を目指すべく、官民の協力のもとで、日本国内に国際紛争解決センターが設置されました。2018年2月16日、一般社団法人日本国際紛争解決センターが設立され、2018年5月1日には、大阪中之島合同庁舎にて、日本で初めての国際仲裁・ADR専用施設である日本国際紛争解決センター(大阪)が開業しました。

同センターでは、仲裁をはじめとする国際紛争解決のための専用施設、具体的には、同時通訳ブースや仲裁人控室等を備えた大会議室、中会議室及

び小会議室を提供しています。価格設定は、たとえばシンガポールや香港のセンターの施設と比較すると3～4分の1となっており、また賛助会員であれば更に減額した価格での利用が可能となります。

比較的交通の便もよく、周辺には、複数のホテルがあり、海外からの当事者の滞在にも便利です。セミナーの会場としての利用も可能であり、オープン以来、国際仲裁・ADRに関連したセミナーにも利用されています。詳しくは、日本国際紛争解決センターのホームページをご参照ください。

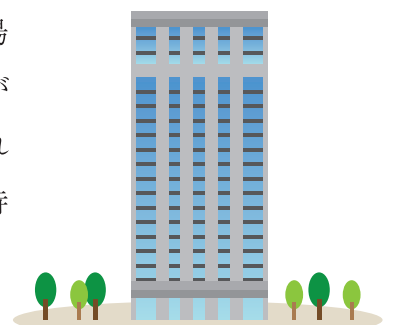
<http://www.idrc.jp/>

2. 仲裁地や仲裁審問場所としての「大阪」

このように、日本国際紛争解決センターが大阪に設置されたことにより、大阪は、国際仲裁の仲裁地として大変魅力的な場所となりました。今後、仲裁条項には、どこの仲裁機関を利用するかに関わりなく、仲裁地を「大阪」と合意すれば、日本国際紛争解決センター(大阪)を利用することが可能となります。また、すでに別の仲裁地を合意している場合であっても、実際の審問場所を「大阪」にすることが可能です。

日本国内である大阪で仲裁を行うことができれば、日本企業であれば社内的にも紛争に対応する体制が作りやすく、また諸費用も低額に抑えることが可能となります。また相手方にとっても、安価に施設が利用できることは経済的に大きなメリットがあります。

日本国際紛争解決センター(大阪)の開設によって、仲裁地「大阪」あるいは審問場所「大阪」の魅力が世界に広く認知される日がくることを期待しています。



この度、私は、カリフォルニア大学バークレー校のLLM(法学修士)課程に留学することになりましたので、本事務所報を借りて、ご挨拶申し上げます。渡米中も引き続き弊事務所に所属いたしますが、当分の間、大阪は離れることになります。

大阪における3年半の間に、皆様からは民事・刑事・家事を問わず、様々なご依頼・ご相談をいただくことになり、大変貴重な経験を積むことができました。在阪中のご厚誼につき、厚く御礼申し上げます。

さて、カリフォルニア大学バークレー校は、米国カリフォルニア州サンフランシスコ近郊にキャンパスがあり、カリフォルニア大学システム(UCLAもこの中に含まれます。)のなかで最も古く、伝統があり、理工学系の高度な研究施設を有する大学でありながら、ベトナム反戦運動の起点となるなど、自由な校風のある大学として知られています。そのロースク

ルについても、人権法、国際法、技術法(IT・AIと法など)について先進的な研究で知られています。

ロースクールにおいては、大学時代に専攻した国際法について、より深く探求するとともに、既成概念にとらわれず、ロースクールで扱われている様々な先進的研究にも、広く目を向けていきたいと考えております。

今後ともご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。



中本総合法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満5丁目9番3号 アールビル本館5階

TEL:06-6364-6241 FAX:06-6364-6243 E-mail:info@nk-law.gr.jp

中本和洋・倉橋 忍・鷹野俊司・豊島ひろ江・宮崎慎吾・黒柳武史・鍵谷文子・上田倫史
朝倉 舞・幸尾菜摘子・堂山 健・皆川征輝・中本隆久

中本総合法律事務所 東京事務所

〒107-0051 東京都港区元赤坂1丁目3番9号 K-Frontビル4階

TEL:03-5771-6248 FAX:03-5771-6249 E-mail:mail@nk-law.gr.jp

三木 剛・大高友一・佐藤 碧